

令和2年6月1日
福岡市こども未来局

市政記者各位

ひとり親の養育費確保を支援する取り組みを始めます

ひとり親家庭にとって養育費は、子どもの健やかな成長のため、生活を支える主要なものです。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に大きな打撃を受け、困っているひとり親家庭のため、養育費を確実に受け取れるよう支援するための取り組みを行います。

1 公正証書等作成支援事業

養育費に関する取り決めについて、公正証書等を作成する際にかかる本人負担費用等を補助します。

(1) 対象者

令和2年6月1日以降に公正証書等を作成したひとり親の方で下記のいずれにも該当する方

- ア 養育費取り決めに係る経費を負担した
- イ 養育費の取り決めに係る債務名義を有している
- ウ 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している

(2) 対象経費

養育費の取り決めに要する経費のうち、公証人手数料や家庭裁判所の調停申し立て、又は裁判に関する収入印紙代など。(上限5万円)

2 養育費保証支援事業

養育費保証契約を保証会社と締結する際の本人負担費用(保証料)を補助します。

(1) 対象者

令和2年6月1日以降に養育費保証契約を締結したひとり親の方で、下記のいずれにも該当する方

- ア 児童扶養手当の支給を受けている(同等の所得水準にある方を含む。)
- イ 養育費の取り決めに係る債務名義を有している
- ウ 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している
- エ 1年以上の養育費保証契約を締結している

(2) 対象経費等

養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、本人が負担する保証料。(上限5万円)

3 受付・相談窓口

福岡市立ひとり親家庭支援センター

(火～土曜日 9時～21時、日曜・祝日 9時～17時30分、月曜休館)

住所：福岡市中央区大手門2丁目5-15
電話：092-715-8805

4 受付開始年月日

令和2年6月2日(火)から受付

【問い合わせ先】

こども未来局 こども家庭課

担当：草場、山崎

電話：092-711-4237(内線 1757)